

合併したら財政はどうなるの？ (財政シミュレーション)

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町が、合併して一つの自治体として財政の運営を行う場合の財政シミュレーションについてお知らせします。

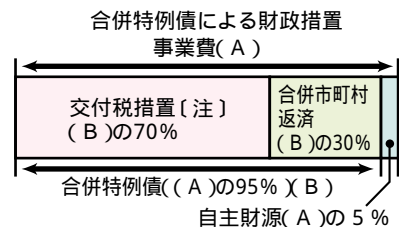
新市の財政シミュレーション (合併特例債の起債可能額の50%を発行した場合)

合併特例債を起債可能額の50%発行した場合の新市の財政シミュレーション結果は右図のとおりです。

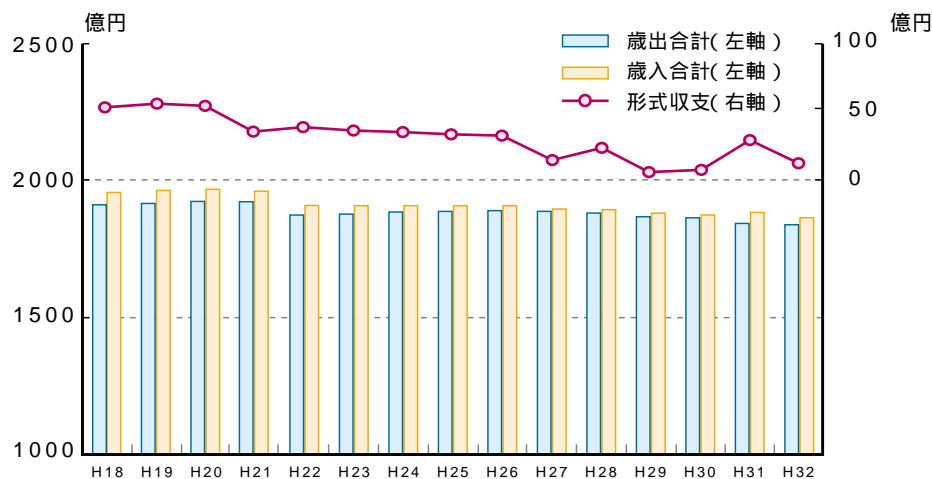
国からの合併に対する財政支援措置や人件費の削減などで形式収支(歳入合計から歳出合計を引いたもの)はプラスで推移しますが、合併の効果を高めるためには、さらに行政の効率化を図ることが必要です。

合併特例債とは

新市が計画(新市建設計画)に基づいて行う地域間の交流や連携を円滑にするための事業や、地域振興のための基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り地方債(合併特例債)を財源とすることができます。



【注】年度ごとの交付税の算定により新市が不交付団体となった場合には交付税は交付されません。



合併による主な効果 (合併後15年間の削減額・財政支援措置)

一般職員及び特別職等の人件費が削減されます

- 一般職員 約228億円の削減
- 特別職 約24億円の削減
- 議会議員 約32億円の削減

財政支援措置・合併特例債を有効に活用したまちづくりができます

合併特例法に基づき、合併特例債の発行が可能となるほか、合併市町村補助金や地方交付税などの財政支援措置があります

- 財政支援措置 約44億円
- 合併特例債 約228.7億円 (起債可能額の50%の場合)

財政シミュレーションの方法 (主な条件設定)

(1) 歳入

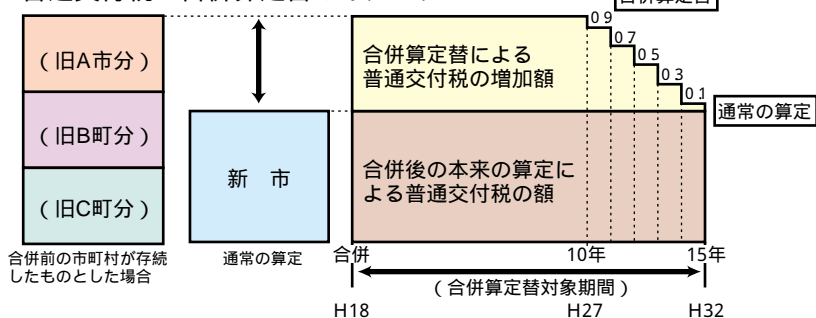
市町村税(市税・町税)

固定資産税、都市計画税は、市街化区域内農地の宅地並み課税分を見込んでいます。また、都市環境の整備事業などの費用に充てるため負担いただく事業所税は、津久井郡3町分についても見込んでいます。

地方交付税(普通交付税)

国が徴収した税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を地方公共団体(都道府県・市町村)に配分する制度である普通交付税は、合併算定替を適用し、合併補正(5カ年で30億円)を加えるとともに、合併特例債の償還金相当額の70%を見込んでいます。

普通交付税の合併算定替のイメージ



地方債

合併特例債を起債可能額の50%発行すると仮定し、発行予定額を合併後10年間均等に計上しています。

その他

現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる歳入や3町の区域が中核市の区域となることなどに伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込んでいます。

(2) 歳出

人件費

ア 特別職及び一般職

3町の常勤の特別職(町長、助役、収入役、教育長)については、合併の前日をもって失職しますが、一般職の職員は、すべて市の職員として引き継ぐものとしています。

また、3町の区域が中核市の区域となることなどによる事務の増加に伴い職員の増加が予想されますが、合併によるスケールメリットにより、総務・企画部門等の職員数を減少させることができると仮定して推計しています。

イ 議会議員

現在の市の議会議員46名は引き続き在職し、3町の議会議員は失職しますが、合併特例法に基づく定数特例を適用し、合併後50日以内に行われる増員選挙や任期満了に伴う合併後最初に行われる一般選挙で新市の議会議員は、51名になるものとしています。

公債費

市の借金の元金や利息を払うための費用で、合併特例債の償還も見込んでいます。

投資的経費

道路や学校などを建設するための経費で、1市3町の過去5年度間の実績のうち、最少の額を合計したものを新市における投資的経費と仮定して条件設定しました。

その他

現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる歳出や3町の区域が中核市の区域となることなどに伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込んでいます。

この財政シミュレーションについては、9月21日に開催された第6回合併協議会に事務局から提案しましたが、複数のパターンを示すべきであるなどの意見が出ましたので、今回お示しする資料を基にさらに検討することとなります。

会議開催のお知らせ

相模原・津久井地域合併協議会

第7回

日時: 11月18日(木) 午後2時から
会場: けやき会館5階 大樹の間(相模原市)
傍聴: 100人(希望者多数の場合は抽選となります。午後1時30分までに5階へお集まりください。)

まちづくりの将来ビジョン検討委員会

第11回

日時: 11月7日(日) 午後2時から
会場: ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室(相模原市)
傍聴: 50人(希望者多数の場合は抽選となります。午後1時30分までに7階受付へお集まりください。)

お問い合わせ先

相模原・津久井地域合併協議会

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23
けやき会館3階

☎042-769-8206 FAX042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページ http://www.st-gappei.jp

協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

